

川崎市上下水道局規程第16号

川崎市上下水道局企業職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月27日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

川崎市上下水道局企業職員服務規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員服務規程（平成10年川崎市水道局規程第15号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「又は」を「、」に改め、「組合休暇」の次に「又は子育て部分休暇」を加え、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程（平成4年川崎市水道局規程第5号）第4条の規定は、子育て部分休暇に係る子が死亡した場合等の届出について準用する。

第26条第1項中「旅費管理システム」を「旅費システム」に改める。

第5号様式及び第6号様式中「印」を削る。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。